

治水事業の強力な推進に関する決議(案)

我が国は他国に比して自然災害に対して脆弱な国土条件にあり、国土強靱化を強力に推進する必要がある。本年も梅雨前線の影響に伴い西日本から東北地方の日本海側を中心とした大雨により甚大な被害が発生した。

このような、全国各地での壊滅的な被害の発生や、地球温暖化により更なる降雨量の増大が予測されている状況に鑑みれば、国民の生命・財産を守る治水事業を強力に推進し、安全と安心を確保することは、政治と行政に課せられた責務であることは言うまでもない。これまで長年にわたり推進されてきた治水事業が果たしている役割、効果をみれば、事前投資の有効性は明らかであり、我が国の新しい資本主義を構築し、成長と分配を実現するためには、国家百年の計として、治水事業による国土強靱化の推進が不可欠である。

以上を踏まえ、治水議員連盟は、次の項目について特に強く要望する。

一、「5か年加速化対策」の目標の確実な達成に向けて、令和六年度において、物価や人件費の高騰による影響も踏まえ、例年を大幅に上回る必要・十分な補正予算を編成するとともに、令和七年度当初予算においても治水予算の増額を図ること。併せて、必要な事業規模と期間を盛り込んだ国土強靱化実施中期計画をできる限り早期に策定し、継続的・安定的な治水予算を確保すること。

一、地球温暖化により、仮に世界の平均気温が二度上昇した場合、洪水の発生頻度が二倍に、四度上昇した場合、洪水の発生頻度が四倍にもなると予想されている。これを踏まえ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しを加速し、豪雨の激甚化・頻発化等に備えた抜本的対策の具体化を図るとともに、過去に大雨を経験してこなかった地域においても治水対策を加速化し、事前防災対策を推進すること。

一、国、地方公共団体、企業、住民等あらゆる関係者の連携のもと、河川改修事業等に加え、流域のポテンシャルを最大限活かした流域対策強化に向けた支援制度の充実等、ハード・ソフトの両面から「流域治水」を加速化・深化させること。

一、気候変動による影響を緩和するため、これまでの流域治水に加え、利水・環境についても流域での一体的な取組をさらに進め、「水災害による被害の最小化」、水力エネルギーなど「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進すること。特に、関係省庁間で連携し、ハイブリッドダムの取組をさらに進めるとともに、AIやデジタルも活用して、個々のダムだけでなく、流域全体としてもダムの運用高度化に取り組むこと。また、上下水道施設の再編等による省エネ化を推進すること。

一、南海トラフ巨大地震、首都直下地震等に備えて、河川構造物の耐震対策を推進するとともに、施設の計画規模を超える津波への被害軽減方策についても支援を強化すること。また、老朽化が進行している水門等の施設は、大規模更新を計画的に実施する等、継続的に施設機能を確保する予防保全を図ること。

一、ダム建設事業を推進するとともに、ダム再生事業や利水ダムの事前放流などの既存ストックの徹底活用について、持続的かつ効果的に取り組むこと。また、ダム建設にあたっては、自動化施工等のDXの取り組みを推進すること。

一、水門、排水機場、ダム等の自動化・遠隔操作化・無動力化、マスプロダクツ型排水ポンプの活用推進、デジタル技術・新技術やドローン活用等により、河川管理施設等の管理や防災対策等の効率化・高度化を進めること。

一、また、「2030 ネイチャーポジティブ」の実現に向け、河川環境について定量的な目標を順次設定しつつ、あらゆる主体と連携した効果的な河川環境の保全・創出を図るとともに、地域活性化にも資する生態系ネットワークや水辺空間の創出に向けた取組を積極的に進めること。

一、地方整備局等が、流域治水や上下水道一体となった取組の旗振り役を担い、地方自治体への支援も含めた災害対応を迅速かつ的確に実施するため計画的に組織・定員の拡充を進めるとともに、災害対応資機材の充実や活動環境・処遇の改善に努めること。特に、TECFORCE について、令和六年度能登半島地震での教訓を踏まえ、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模広域災害時にも、官民が連携し機動的に対応できるように、TECFORCE の法制化も含め充実・強化に努めること。さらに、災害対応の担い手である地域建設業の育成並びに人員確保等の取組の充実を図ること。

以上決議する。

令和六年八月二十九日

治水議員連盟会長 山本 有二